

## 7 自宅以外の療養場所における麻薬の管理について

患者の療養場所が介護施設\*等自宅以外の場所であっても、医療用麻薬の保管・管理は基本的に自宅と同様である。医療用麻薬は痛みを緩和するために用いる薬剤であることに主眼をおき、過度の管理によって患者が痛みに苦しむことの無いよう配慮する。

- ① 患者に交付された医療用麻薬の保管・管理にあたり金庫を用いる必要はない。
- ② 施設内の患者の居室ではない部屋で施設職員が薬剤を一括管理しているような場合においても、医療用麻薬も同じ場所で保管・管理して差し支えない。他の施設利用者の薬剤と混同しないよう氏名を記入した紙片を付したり一包化包装には氏名を記入するなどして識別できるようにしておく。
- ③ 医療用麻薬を患者の居室に保管する場合でも、金庫を設ける必要は無い。ただし、他の施設利用者が不意に居室に入るおそれがあったり、患者自身の認知機能低下などにより誤用するおそれがある場合には居室以外の場所で施設職員が管理してもよい。その際、患者が痛みを訴える場合には速やかにレスキュー薬を服用させることができる介護環境づくりができるよう指導する。
- ④ 患者だけでなく施設職員にも用法や誤用の際の連絡方法などを伝えておく。
- ⑤ 使用済みあるいは不要となった医療用麻薬の回収又は廃棄についても施設職員に伝えておく。

## ※介護施設について

- 本項目でいう介護施設とは、介護施設・特別養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム・グループホーム・ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅・小規模多機能型居宅介護施設等(ショートステイ含む)のことを指し、医師の配置義務は無い。
- 「介護老人保健施設」は、病院・診療所とみなされるため、医師の配置が義務付けられている。(名称に「介護」とあっても、麻向法上は病院・診療所と同様になる。)
- 介護施設での診療については、保険診療上、在宅医療を受ける上で算定する診療報酬が異なるので、十分精査すること。
- 介護施設において医療用麻薬が記載された処方せんを交付するには、当該施設に医師が勤務し、その医師が麻薬施用者免許を有している必要がある。但し、麻薬施用者免許を有する医師が、訪問診療時に交付することは差し支え無い。

医療用麻薬使用にあたり、在宅(自宅、施設等)管理・指導、訪問サービスについては65歳以上及び40歳以上のがんの末期と診断された場合を含め特定疾病(16種類)による介護保険の適用となる。

また、がん対策基本法(平成19年4月施行)では、国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとされている。さらに平成26年には、地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、医療法、介護保険法等の関係法律についても整備等がなされた。

在宅の患者は、生活を持続させるためのさまざまなニーズを持っている。それぞれの患者に応じた在宅医療・在宅介護のサービスが一体となって適切に提供されることを目指さなければならない。